

下間氏加署文書の一考察

片 山 伸

(大谷大学)

緒 言

下間氏は蓮如時代以後本願寺の侍臣として成長し、一向一揆時代の本願寺の動向に深くかわる存在である。この下間氏が差出人となる文書は、当時の本願寺公文書の最も主要なものであるが、その内容検討は本願寺教団史・一向一揆研究にとって不可欠の作業といふべきであろう。近年、その前提となるべき基礎研究、すなわちこの種の文書に関する古文書学的研究が、金龍静・草野顕之・泊清尚氏らによって相次いで発表されている。^①これによって、個別文書の意味解読をおこなうあらたなコンテキストが準備されつつあることはいうまでもない。これにくわえて、近年まで全く閑却されてきた志納請取状の研究が示唆するように、この研究線上において真宗史・教団論のあらたな視角が生みだされようとしているが、この点には泊氏らが言及している^②ので、詳しくはそちらにゆずりたい。本稿は、比較的まとまった研究の進んでいない十六世紀前半について専ら基礎的分析をすすめることで、右の諸論がかたちづくる研究状況の一端につらなうとするものである。なおここでは考察対象時期を、顕如が門跡勅許を得た永禄二年十

二月以前に設定したが、これは草野氏も指摘するように、^⑧下間氏の坊官就任に起因する「礼」関係の変換が、文書の様式・体系に少なからぬ影響を及ぼしたことを想定すべきだという理由から、あらかじめ設定されたものである。したがってこの時期区分の当否は、いずれあらためて、本願寺の公文書全体を通時代的に見たうえで検討しなおされるべき問題である。

考 察

(一)

本稿の当面の目標は、下間氏^{補注1}加署の文書群を様式に即して分類し、そこにあらわれる意志伝達手続き上のルールを説明することにある。この点、金龍氏が、

(A) 宗主の意を伝達する〈奉書〉

(B) 宗主書状の〈副状〉

(C) 本願寺の公的意志を下間氏が独自に指令する〈直札〉

(D) 純然たる〈私状〉

の四類型に分類している(〈内は片山が便宜的につけた呼称〉)が、これは意志伝達の型式という面からは動かし難い分類と考えるので、本稿でもこれを踏襲する。また公文書という枠を設定し、(A)・(C)のみを考察対象とする。なお、もとより分類には多様な基準設定が可能であり、それ自体一定の恣意性にもとづくものなのだから、この小論はひとつの試論の域にあるものといわねばならない。換言すれば、分類とはあくまでも対象の一断面を射照する機能

をもつものであり、ここに有効性と限界とがある。この点、私の方法的前提として確認しておきたい。

ところで、まず分類にさきだって注意しておきたいのは、対象を本願寺公文書におく限り、そこに署判する者の公職的地位、つまり加署の資格を見出しうるはずだという経験的前提である。本稿ではこの点に注意を払い、文書様式との連関を考えてみたい。幸いにして証如時代の宗内の諸記録にはそのための手がかりを見出しうるから、適宜検討をくわえてゆくことにするが、さらにその前提として、事前に整理しておいた方がよいと思われる事柄が一点ある。

というのは、右に言う諸記録にあらわれる「奏者」と「取次」なるものの概念についてである。先行の研究によると、金龍氏は「(下間氏)上座・名代の主な任務は、宗主にたいする奏者として、諸家門末の取次・披露を行う事である」と言い、「取次」を「披露」とならぶ上座の職務の一還としている。^④草野氏は、ある面で、「奏者」と「取次」を同一視している。^⑤また泊氏は、事実関係を保留するとしうえて、このふたつの語を使いわけている。^⑥しかし『天文御日記』(以下『天記』と略称する)天文五年一月廿八日条に、「取次明照寺・奏者上野也」と記すことや、「取次」には下間氏上座以外の多様な人々があたっていることなどからみて、「奏者」と「取次」はあきらかに別個の職制である。本稿ではこの点の弁別を明確にしておく必要があるが、実はこれについては大桑斉氏が上記の研究にさきんじて両者の役職としての差異を指摘し、そこに生じた重層的官僚機構の矛盾が、本願寺東西分派に連動する家臣団分裂の一動因であったことを論じている。^⑦大桑氏はつぎのようにのべる。

取次が動詞に使われているところからみて、特定の役職を示すものではなく、礼物・書状などを取次ぐという機能をさしているものであるといえよう。従って在地寺院であっても、上野のような奏者であっても、取次を行なうことが出来るのであって、奏者のように対面に立合って披露をするというようなものではなかった。

ほぼ納得のいく説明であるが、私なりに整理すればつぎのようにいえる。『天記』を検索すると、「奏者某」とい

う記入は、しばしば証如自らがだれかと対面したことの記事に付随してあるのにたいし、一方「取次某」という記入は、一般に音信の授受に関する記事に付随する。これよりみれば「奏者」とは、宗主対面の際にその場に伺候して奏達・奉行にあたる宗門内部制度的な役職であり、一方「取次」は、文字どおり音信・志納等の仲介をおこなう社会慣習的行為であると考えられる。そもそも『天記』において「取次」は逐一記入されるのを原則とするが、「奏者」の記入はなんらか特別の事情がある場合である。たとえば「上野留守の間ハ左衛門大夫に奏者の事、以光応寺申付也」(『天記』天文五年九月十三日条) などとある。「奏者」は下間氏上座という特定の者に課せられるもので、とくに備忘の必要がないが、「取次」は不特定がこれをおこなうものだからである。また詳しくは後述するが、「披露」も「奏者」と同様に上座の職務である。次節以下では実際に文書遺例の様式検討をすすめるなかで、これらの職制との連関に目をむけてゆきたい。

(一)

つぎに掲げるのは、傍点部分より判別されるように、〈奉書〉の事例である。

例 一 「鹿王院文書」^⑨

嵯峨洪恩院領加州石川郡安吉保公要事、就未進分之儀、近年雖有申事悉以被棄破訖、早令存知之、年貢諸公事物等、如先々対鹿王院上使速可令其沙汰、聊不可及遲怠之旨被仰出之状如件、

永徳元

九月廿七日 頼良

頼資

当所名主百姓中

下間氏加署文書の一考察

例二 「高山別院照蓮寺文書」^①

御狀之通令披見候、仍内島殿就出陣之儀内々可有合力敷之由致披露候處、宗躰之大法候之間貴所陣立不可然之旨御意候、此趣内嶋殿可被仰出候、定不可有与儀候、乍大儀自然之助成候者可然敷、委細者御使申候、恐々謹言、

九月五日

(賴玄)
蓮応(花押)

照蓮寺

御返事

まず〈奉書〉加署の資格について考える。結論からいえば、この時期の本願寺にあっては下間氏嫡流より筆頭者が上座に任ぜられ、これと、場合によってはその名代とが「奏者役」にあたつたとされており、遺例に即して考えると〈奉書〉はこの上座・名代が署判するものである。ただ、この結論にはひとつの障害がある。あきらかな〈奉書〉の署判者としてあらわれる下間兼頼・頼助・頼盛^②らが、谷下氏・金龍氏らの通説的見解^③では奏者経験者とされていないのである。つまり、天文十年八月以後、奏者三人制が敷かれたとする説が通説化しているのであるが、しかし『賀州本家領謂付日記』^④天文二・三年分には「奏者」として筑前(〓頼秀)・民部少(〓頼盛)・丹後(〓頼玄)三者の名前があらわれる。したがってこのときすでに奏者三人制(上座一人、名代二人)がおこなわれているのであり、このようにみると天文四年以降の単独奏者制こそ、頼秀、頼盛追放ならびにその父頼玄の引責をめぐる非常事態を示しているのではあるまいか。奏者三人制を本来のものとみるならば、兼頼・頼助らの〈奉書〉も、むしろその存在から彼らが奏者であったことを推定すべきであろう。^⑤

奏者と奉行とは担う意志伝達の方角こそ逆ではあるが、あきらかに同種の原理にもとづく職務であり、本願寺においてはこれをあわせて下間氏上座・名代がつかさどっていたのである。

ところで、**例一と例二**の様式上の差異はあきらかだろう。機能・目的からみると、前者は頼資・頼良が上座頼総の名代としての資格において加署した加賀国行政文書であり、後者は門末照蓮寺よりの通信——披露状——を受信した上座蓮応が、その内容を宗主に披露し、照蓮寺にこれをつけると共に宗主の意向を奉じ伝達したものである。〈奉書〉はこれらの例に代表される加賀国行政文書と宗内門末に充てるものとに大別できる。一般に、加賀国行政文書は、折紙で付年号をもち、はじめ「謹言」と書止めるものから、のち永禄初頭には**例一**のごとく「状如件」あるいは「執達如件」と書止める一層下知状様式に近いものへと移行する。他方宗内充の場合には、おおむね切紙で決して年付を書かず、候文で書かれてあり、永禄年間未頃に発生する印判状を例外としてあくまでも「謹言」と書止める書状様式を墨守しているのである。このような形式上の差異は、つぎのような意味の反映と理解できるかと思う。すなわち、私は本願寺の加賀行政権とは守護権にもとづくものと考えるが、したがってその文書は、政治的な通達を、守護代・奉行人に擬せられた下間氏上座が宗主にかわって下知する公文書である。それゆえ様式的には、室町幕府奉行人奉書が意識されているように思われる。他方宗内充の〈奉書〉は、身分制に起因して宗主が門末に直接の意志伝達をおこなわぬ場合、宗主の私的な書札を、下間氏上座が代行作成するものである。その意味で、後者はあくまでも書状様式を逸脱してはならないものなのである。そこで私はこれらを弁別して、とくに後者を《上座奉書》として握把しようと思う。

なお《上座奉書》の特質として、〈奉書〉であることをつける文言（奉書文言）が、全文の末尾ではなく、中間部におかれる事が多いという点に注意しておきたい。したがって型式から見る限り奉書文言のあとにくる内容は宗主の意志ではなく、下間氏上座・名代自身の意志をあらわしていることになる。この点は、後述の〈直札〉の意義とかわるものである。

(三)

〈奉書〉以外にも上座が自らの職務の一環として加署する文書が存在する。たとえば城端別院に伝存する二通の宗主志納請取礼状の〈副状〉はそれにあたる。つぎの例三はその一通である。

例三 「城端別院善徳寺文書」

御礼旨拝見仕候、如仰当春之御慶事旧候畢、仍鳥目五十疋致披露候、同御方様江三十疋致披露候、何も御書被參候、随而私江式十疋被下候、過分至極候、将又已前就御門徒之儀、上様江三百疋青木方より請取申候、致披露候、同御方様江式百疋、定而御書可有御申候、目出存候、将又雖輕微至極候帶式筋進入候、誠表御祝詞計候、何様御上洛之時可申入候、恐惶謹言、

三月廿六日 蓮応（花押）

善徳寺殿

御報

「御書被參候」という文言より、これが〈副状〉であることが判明する。加えて「致披露候」という文言（これを披露文言と呼ぶことにする）の存在から、上座の作成する文書であると考えられる。何故なら、『天記』を通覧すると門末志や勸進物等の宗主への「披露」は、原則として奏者がつとめているからである。「披露」は奏者役の職務の一環であると考えられよう。次掲の付表にあきらかなように披露文言は志納請取状の場合、〈奉書〉〈副状〉ともに普遍的に存在する。

付表 現存下間氏加署志納請取状一覽

差出人 (加署者)	名充人	日付	伝来	様式 ^①
1 丹後法橋 頼玄	明 顯	卯月二日	由来記裏 ^②	◎ ※
2 兼頼	照蓮寺	九月九日	高山別院 ^③ 一四	◎ ※
3 蓮 ^(頼玄)	照蓮寺	十月十五日	〃 二三	◎ ※
4 蓮	照蓮寺	八月晦日	〃 三	◎ ※
5 蓮	照蓮寺	十月五日	〃 五	◎ ※
6 蓮	照蓮寺	十一月晦日	〃 一八	◎ ※
7 蓮	照蓮寺	五月一日	勝鬘寺 ^④ 五	◎ ※
8 蓮 ^(頼秀)	明 心	三月廿八日 ^⑤	〃 四	◎ ※
9 実英	照蓮寺	二月二日	高山別院 二六	◎ ※
10 頼秀	内 島	三月十六日	〃 三九	◎ ※
11 頼秀	三浦惣中	三月十五日	願慶寺 ^⑥	◎ ※
12 頼秀	照蓮寺	二月二日	高山別院 八	◎ ※
13 蓮	善徳寺	二月廿七日	善徳寺 ^⑦ 一二二一	◎ ※
14 蓮	善徳寺	三月廿六日	〃 一二二三	◎ ※
15 心 ^(頼秀)	源五郎	十一月廿八日	勝興寺 ^⑧	◎ ※

付表註

- ① ◎ 奉書文言、○ 副狀文言、※ 披露文言の存在を示す。
 ② 註⑬参照。
 ③ 「高山別院照蓮寺文書」。番号は『岐阜県史』所載の番号。註⑪参照。
 ④ 「勝鬘寺藏照蓮寺旧藏文書」。番号は『岡崎市史』6所載の番号。
 ⑤ 『岡崎市史』では正月廿八日とするが写真では三月と読める。蓮如忌の折のものである。
 ⑥ 「願慶寺文書」。註⑪同様の写真によった。
 ⑦ 「城端別院善徳寺文書」。番号は『富山県史』所載の番号。註⑫参照。
 ⑧ 岫順史編『雲龍山勝興寺古文書集』七号。なお、同書はこの文書を「疑いあり」とするが、『富山県史』通史編Ⅱ八二三頁所載の写真は、「蜷川家文書」等と対照して正文と見做してよい。この点『県史』本文参照。

このうち3と12は、差出人自身への志にたいする礼状である。これ以外の〈奉書〉〈副状〉には必ず披露文言が見出され、上座の加署する文言であることが確定されるのである。これにたいして志納請取状以外の場合には本願寺の一方的な意志下達であることが多いのだから、必ずしも披露文言をもつわけではない。したがってこれらの文書の作成主体の公職を特定するためには、若干の推量を必要とする。たとえば次掲のような意志伝達のための〈副状〉の場合はどうか。

例 四 「高山別院照蓮寺文書」^②

就若松殿様御退治從此方被向御勢候、就其 御書被成下候、各馳走管要候、恐々謹言、

七月二日 実英^(頼秀)(花押)

白川惣中

この〈副状〉には披露文言はない。しかしこれは内容から享禄四年のものと考えてほぼ誤りなく、この時実英は上座の地位にあったと思われるので、《上座副状》たる要件はそなえているわけである。管見の限りではこの他に〈副状〉の遺例を知らないが、宗主の書状に「猶某可申候」等の文言があることから、〈副状〉が存在したことを想像しうる例は存在する。すなわち①「城端別院善徳寺文書」の(天文元年)十月九日付加州坊主衆中・宿老衆中充証如書状、②「本蓮寺文書」の(享禄四年カ)八月廿三日付本蓮寺充証如書状、③「端坊文書」三月廿日付紀州惣門徒中充証如書状^②がそれであり、①②には筑前(＝頼秀)の、③には端坊の名が見えている。③の事例が存在する以上、〈副状〉作成が下間氏上座の職務であると一般化するわけにはいかないが、その他の例がともに上座頼秀の手になることも見すがしりたい。私はむしろ③を例外的なものと想像するが、今のところ断定はさけねばならない。

つぎに〈直札〉であるが、ここに〈直札〉としてとりあげる文書は、すべて教団にとっての公的な事項を指揮する

機能をもつ点で、下間氏の私信とは弁別されるべきものである。侍臣下間氏の〈直札〉が何故このような公的位置をとりうるのかという点について考えてみたい。私が想像するところでは、それは下間氏上座の宗主の意志伝達者¹¹奉者としての立場に淵源するものであるかと思われる。次掲例五は、明宗よりの披露状をうけた上座の返書でありながら〈奉書〉形式をとらずに〈直札〉を以て指令をおこなっている。

例五 「本福寺由来記紙背文書」¹²

御折紙之通致、披露候、仍舟三艘大津浦に可被置候、其方々御用心肝要候、恐々謹言、

丹後法々

十月九日 頼玄（花押）

明宗御房

御返事

また、すでにふれたように《上座奉書》は奉書文言を中間部におくという特徴があり、宗主の意を伝えるだけでなく奉者自身の意志も伝える機能をあわせもつものであった。このような点から見て、〈直状〉もその公的位置は、差出人が奉行人すなわち上座・名代であることによって確保されるものではなかったか。遺例も、とくにこの想定に反するものはない。

（四）

前節までにおいては、加賀国行政文書を除いて宗外充の文言についてはふれてこなかった。その理由は、結論をさきどりしていると、宗外充文書においては〈奉書〉以外に上座がその職務として発するものを見出し得ず、性格を異

にすると思われたからである。本節では、この種の文書の加署資格について若干の考証を提示しておく。

遺例こそ少ないが、元来日常的に作成された宗外充文書として、本願寺宗主と諸家との音信授受をめぐる文書がある。たとえば『証如上人書札案』をみると、宗外諸家にあてて証如書状には「猶某可申候」「委細某可申候」等の文言が記されている場合が多い。この文言は、某が口頭で演説するか、あるいは〈副状〉を作成することを示すと考えられる。^④この演説、〈副状〉作成は必ずしも上座や名代のみがおこなうわけではなく、下間氏以外をまじえた不特定の人々が分担している。彼らは『天記』のうえでしばしば「取次」と呼称されているので、いまはこの種の文書を、取次役の作成する《取次副状》を規定しておきたい。

この《取次副状》の遺例は管見にないが、類例の文書につぎの「蜷川家文書」をあげることができる。

例 六 「蜷川家文書」^⑤

歳暮為御礼、以使〔 〕可然候様御取、成、所、仰候、猶円山隠岐守可令申候、恐々謹言、

十二月廿二日 (賴慶) 蓮秀 (花押)

蜷川新右衛門尉殿

御宿所

例 七 同前

為当年之祝儀、〔 〕式種三荷従院家〔 〕同以〔 〕被申候、可然候様御取、成、所、仰候、次太刀一腰被進之候、相心得可申由候、恐々謹言、

正月十二日 頼堯 (花押)

蜷川新右衛門尉殿

御宿所

例八 同前

為年頭之^(祝カ)義^(マ)御太刀一腰進^(之)候、宜御取合、可為快然候、依而同太刀一腰令進之候、表嘉祥斗候、恐々謹言、

正月十二日 頼堯(花押)

蛭川新右衛門尉殿

御宿所

『天記』天文十六年正月十日条に「室町殿、三淵、清光院、伊勢、両奉行、蛭川等、年始之音信如毎年上之」と見えるから、蛭川氏との音信は恒例だったのであり、また同十五年正月十日条には「又清光院、三淵、伊勢、両奉行、蛭川等へ令音信」とあるから、証如はこれを自らはおこなわずに何者かに託していたのである。『音信御日記』天文十二年正月十日条には「蛭川へ太刀遣之、以頼堯書状也」と見える。ここに発せられたのが例七・八と考えられるが、その内容は蛭川親俊に音信の「取合」をおおくもの、「取合」をしてもらったことについて礼を申しのべるものとなっている。例八の場合は例六の如き歳暮の「取合」を求めたことに関する礼と見るのが妥当かもしれない。この他、この種の文書としては光頼(＝頼堯)が院家よりの年頭祝儀にたいして返礼を送り、伊勢守にあててこの旨を「憑」んだ書状が「尊経閣古文書纂」に伝存する^③。この種の文書を披露状とみる見解もあるが、私はこれらをあくまでも「取成」「取合」を求める意の文書であると考えており、披露を求めるものとは見ない。その左証としては『証如上人書札案』にみるところ、証如の室町殿にたいする音信の場合、「披露」を求める書状と「取合」を求める書状が同時に別個のものとして作成されている事実をあげることができる。

さて、『音信御日記』等には、この種の文書、つまり下間氏が宗主音信を代行する文書を発することを示すと思

われる「……へ音信遣、以某書狀也」というような記入がみえる。この某には多くの場合上座の名が充当するが、なかには上座・名代以外の下間氏がこれに充当する場合もある。したがってこの種の文書も上座がその職務において作成するものではない。そこで私はこれを、宗主音信の〈副状〉と同様に、取次が作成するもの、つまり《取次直札》というべきものと仮説する。ちなみに『邦訳日葡辞書』の訳語によると、「取成」^{とあわせ}「取合」^{とあわせ}は共に「仲介」^{とあわせ}をすることであるといい、「取次」^{とあわせ}はこれまた「仲介者」「とりなし役」のことであるという。

この他宗外充の〈直札〉類には、権門知行地の代官請に関するもの、および土地買得に関するものが多々伝存する。その様式は、当然ながらその場に即した証文や請文などの多様なものとなる。したがってこれらを逐一検討する余裕もないが、ただ、これらに加署するのは上座に限られるものでなく、場合によっては、御堂衆の坊主と連署したものでさえ存在することに注意しておきたい。

結 論

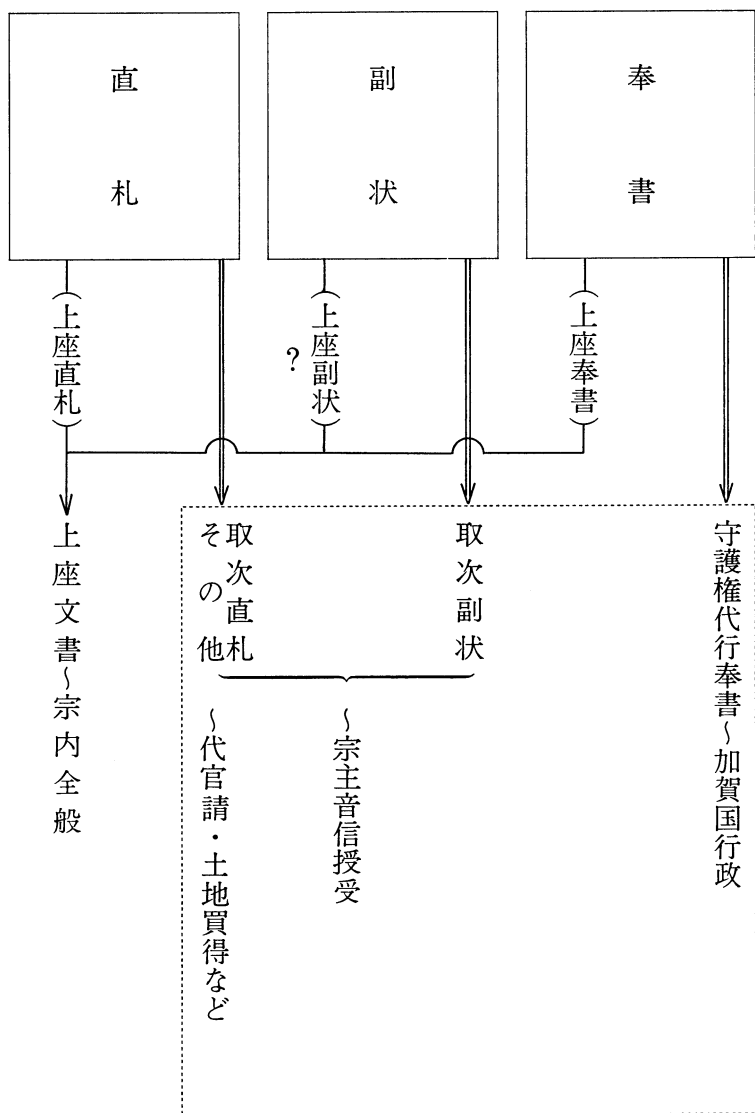
以上の考察によってみちびかれた結論ならびに仮説は、おおむね別掲付図のように図示できる。

この結論・仮説を参照しつつ、若干の問題を提言しておきたい。

当然、まず注目されるのは、宗内充公文書が一貫して上座・名代（奏者Ⅱ奉行）の発するものと把握できる点にある。本願寺宗主が門末に意志を伝える際には、時に自らの書状（直札）を用いはするが、伝存状況からみても、『日記』の記載からみても、それが一般的なものであったとは思われない。むしろ下間氏上座の作成する〈奉書〉〈直札〉こそが、本願寺の主たる意志伝達の術になりつつあったと私は考える（次節参照）。こうした上座文書の多用は、宗主と一般門末とが、直接の意志伝達を社会規則（「札」）によって禁止された身分関係におかれていることに対応す

付図

基本様式



下間氏加署文書の一考察

宗 外 充

る。ひろく凡下・百姓を門末としてかかえながら、一方で権大僧都から正僧正^⑧への官位・身分上昇をとげる実如く頭如期の本願寺にあって、宗主と門末の意志伝達をとどこおりなく実現せしめる存在としての奏者は、教団構成上必要不可欠なるものとして生みだされたのである。^⑨一般に、奏者とは身分社会に構造的に生みだされる媒介者であり、それゆえ脱身分的な特権的存在であると私は考えるが、本願寺教団におけるこの構造を一元的に掌握する存在が下間氏だったのである。^{⑩補註2}

ところで右の図を見る場合に加えて留意されるべきことは、宗外充文書は、ある特殊条件下で便宜的に下間氏に課せられた職務にもとづいて作成されるものか、あるいは下間氏に限らず多様な主体によって作成されうるものかどうかという事実である。これにたいして宗内における意志伝達媒介の文書は、一貫して下間氏が作成するものである。奏者・奉行が下間氏の独占的な職務・権限（職掌）とすれば、宗外充文書にみえる下間氏の庶務執行は副次的なものとして位置づけられるべき行為といえるだろう。下間氏の意義づけを図って、その職務・権限の全体を把握しようとする見方もあろう。その作業は必要不可欠なこととして推しすすめるべきであるが、一步ふみこんで考える場合、下間氏の職掌として独自の・本源的であるものと、そうでないものを見極める視点も必要であろう。私は、宗主・門末間の意志伝達の媒介者という面に象徴される下間氏の脱身分的な近従者的性格に注目し、それを中世社会制度一般、寺院組織一般の問題として論じうるのではないかと展望する。

補 説

最後に、この考証には論証の不備という問題以前に、一定の限界があることをことわっておかなければならない。それはひとくちにいえば、素材とした遺例の絶対的量不足、ならびに文書伝来に関するエレメントの具体的な勘案が

おこなわれていないという問題である。たとえば、「本福寺由来記紙背文書」の一群、および現在高山別院・勝鬘寺などに分散して伝来する^④「照蓮寺（旧蔵）文書」の一群は、本稿の考察に重要な位置を占める。前者は同類の文書の伝存が極めて希少な十六世紀初頭という時期にあって、紙背という偶然性によって伝来することになったわけだが、このことは他の諸未寺においても類似の文書が存在しながら、破棄され、伝わらなかったという事情を想像させる。また後者も、前者よりは少し後の年代に属する希少な伝来の事例であるが、その伝来の契機は、一通の保存されるべき公驗——開山御影の安置権に関する蓮応裁許状^⑤——が存在したことにあると私は想像する。然りとすれば、これも全体としては極めて偶然の要素から残されたものといわねばならず、この場合にも背後に破棄された文書の存在がうかがいあがる。このことは一見、それらの遺例の一般性・普遍性を物語っているようにも思われるが、これほどに偏在する特定の伝来群を素材に一般論をみちびくためには、やはり相当の規定的要素を勘案する必要があることも否定はできないだろう。本来このような文書体系をつかもうとする作業においては、その前提としての伝来論が不可欠であるといわねばならない。これを省略した本稿の恣意性はおおいがたいであろう。この点を銘記して、今後の課題としたい。

註

① 金龍静「戦国時代の本願寺内衆下間氏」（『名古屋大学文学部研究論集』史学、二四）一九七七年。草野顕之「本願寺教団における印判奉書の意味」（『仏教史学研究』第二五卷第二号）一九八三年。泊清尚「本願寺懇志請取状の基礎的考察——印判状の分析を中心にして——」（『仏教史学研究』第二七卷第一号）一九八四年。以下、各氏論文の引用はこれらをさす。

② 草野論文、一〇六頁。

③ 藤木久志「一向一揆論」（『講座日本歴史』中世2）参照。

④ 草野論文、一〇六頁。

- ④ 金龍論文、五・六頁。
- ⑤ 草野論文、註60。
- ⑥ 泊論文、註6。
- ⑦ 北西弘編『真宗史料集成』第三卷所収。
- ⑧ 「取次」には、本願寺一門・下間氏・地方寺院・御堂衆などがあらわれる。
- ⑨ 大桑斉「東本願寺の奏書について——東西分派及び『申物帳』研究への一つの覚書——」（『大谷学報』第四九卷第二号）一九六九年。
- ⑩ 東京大学史料編纂所架蔵の写真によった。日置謙編・松本三都正増訂『増訂加能古文書』所収、補遺四四三号。
- ⑪ 大谷大学真宗総合研究所の一般研究「真宗寺院史料の研究」（研究代表、北西弘氏）において整理中の写真によった。『岐阜県史』史料編、古代・中世Ⅰ所収「高山別院文書」四。
- ⑫ 谷下一夢「本願寺の坊官下間氏について」（『真宗史の諸研究』）。
- ⑬ 「本福寺由来記紙背文書」（千葉乗隆編著『本福寺史』所収）、「高山別院照蓮寺文書」、「北野社家引付」（前掲『増訂加能古文書』所収、補遺一三〇・一三一）。
- ⑭ 金龍論文別表（）。谷下前掲論文。
- ⑮ 前掲『真宗史料集成』第三卷所収。
- ⑯ 但し、「高山別院照蓮寺文書」の（天文七年カ）六月八日付玄頼・頼信連署奉書（前掲「高山別院文書」一五）の位置づけは、私にも不明確である。
- ⑰ この点については片山「加賀一向一揆における本願寺成敗権の性格——『三箇条掟』をめぐる考察——」（『仏教史学研究』第二七卷第二号、一九八五年）、同「加賀一向一揆と本願寺守護権——『三箇条掟』をめぐる考察——」（北西弘先生還歴記念会編『中世社会と一向一揆』一九八五年）を参照されたい。
- ⑱ 「曼殊院文書」天文六年八月五日付上野法橋蓮秀奉書（『増訂加能古文書』一二七二号）。これは東京大学史料編纂所架蔵影写本を参看するところ折紙である。
- ⑲ 草野論文参照。
- ⑳ 大谷大学図書館所蔵の写真によった。『富山県史』史料編・中世所載、一二二三号。
- ㉑ 本文（）でのべたように、「天記」には取次役については詳しい記入があるが、奏者役についてはその限りでない。これは奏者役が固定的な役職であるため、証如が逐一記入する必要を認めなかったことに起因すると考えられる。披露役についても奏者役の場合と同様のことがいえる。「天記」に披露役の記入が希にみえるが、それは原則として上座であり、「天記」記載方式の定まらぬ天文五年に集中している。また同年九月十四日条に「自十市芝田帰候、返礼到来也、芝田二日令逗留候、在庄十郎より出候、依為上野留守、左衛門大夫如此分令披露候」とあるのも、披露が上座の職務であることを示している。
- ㉒ 註⑪に同じ。『岐阜県史』所載一九号。
- ㉓ 『今古独語』に、「享禄初の此より、実英加州の所領之

義申あつかはれ……」とある。この体制は、おそらく実英が失脚する天文四年頃までつづいたと思われる。

- ②④ この他、『松雲公採集遺編類纂』（金沢市立図書館蔵）一三二に、越中四郡中充頼玄・頼慶連署の実如書状副状写がおさめられているが、「加越能文庫」（同前）の『加賀記』写本に収録の同文書写では、兩名の花押写がともに、本来のものといちじるしくことなっているため、いまは採らなかった。この点、金龍論文一七〇頁註①参照。

- ②⑤ 北西弘「証如書状研究序説」（『大谷学報』第六三卷第三号）参照。

- ②⑥ 同前。年代推定も北西氏による。

- ②⑦ 早島有毅「東近江中郡における寺院草創年代と本末関係（二）」（『龍谷大学文教文化研究所紀要』第二一集）に紹介。

- ②⑧ 註⑬参照。

- ②⑨ 前掲『真宗史料集成』第三卷所収。

- ③⑩ たとえば『天記』天文六年正月十日条に「来十六日細川へ就年始之儀、樽遣候、其添状上野にかゝせて戌刻過三人をやり候へハ、書状あけ候」とあり、『証如上人書札案』（天文六年）正月十六日付木沢左京亮充書状には「委細上野法橋可申候」とある。

- ③⑪ 『証如上人書札案』（天文六年）正月廿二日付三宅出羽守充書状および『日記』同日条など。草野論文一二五頁、註⑥参照。

- ③⑫ 内閣文庫所蔵。今は写真に拠った。例六・例七には懸紙があるが、今は略した。

- ③⑬ 前掲『真宗史料集成』第三卷所収。

- ③⑭ 前田育徳会尊経閣文庫所蔵「尊経閣古文書纂」蛭川・八。

- ③⑮ 金龍論文、別表(三)。

- ③⑯ 『音信御日記』天文十二年十二月十八日条、『天記』天文五年正月廿二日条など。

- ③⑰ 『鹿苑目録』天文七年十一月三日条。

- ③⑱ 草野氏は、証如書状ならびに下間氏書状における中世的书札礼の遵守を指摘している（草野論文一〇六頁）。

- ③⑲ 宮島敬一氏は、六角氏発給文書の体系的な分析をおこなうなかで、披露文言を有する六角氏書状の使者副状の存在に注目し、「そこには、使者が特定の問題・事象を六角氏当主に披露するかどうかという撰択を行なう可能性および六角氏の意見を特定の者へ優先的にあるいは有利にもたらし可能性をもっていること」を指摘している（『戦国期における六角権力の性格——発給文書の性格を中心にして——』『史潮』新5号）。この想定は下間氏上座の文書の場合にもあてはまるだろう。ただ、宮島氏はこれを六角氏の意志伝達を規制するもので、六角氏権力の脆弱さのあらわれのひとつと見るが、私は本稿にのべた観点からこれにいささかの疑問を感じる。右の宮島氏の指摘それ自体は事実であろうが、その原因は当該期の身分関係（「礼」）のありかたに規定されるもので、た

だちに六角氏権力の強弱を示すものとはいえないのではなからうか。

④0 にもかかわらず、一部に門末充の宗主書状が存在することについては、あらためて考察したい。

④1 この他、大谷大学図書館蔵『粟津家記録』中に、照蓮寺充頼玄書状（直礼）が伝存するが、伝来の事情は不明である。

④2 「勝鬘寺蔵照蓮寺旧蔵文書」（『岡崎市史』所収一号）。

この文書は永正十年のものと推定でき、この一群の文書中では、ほぼ最古の部類である。

補註

1 本稿で下間氏の文書発信行為を、「加署」といういささかこなれの悪い言い方であらわしたのは、次の理由による。まずそれは、總体的にみて權益付与の機能を主とするものでなく、この点公権力による公驗の給付（発給）とは根本的に性格を異にする。一方、本稿で考察する様に、下間氏は本願寺の公的意志を代表して文書を発するのであり、私的な書簡の往来ともことなつた意義をもつ。この様な種類の文書発信行為をここでは仮りに「加署」とあらわしたにすぎない。

2

脱稿後、次の様な問題があることに気づいた。

この時期下間氏上座と門末との社会的身分関係は、多くの場合法橋上人位と凡下・百姓との関係にある。したがってその間の書札礼は、「弘安礼節」以来の官位相当の中世的書札礼の範囲外におかれる事になる。ところが、下間氏上座（法橋＝地下四位相当）が門末坊主分に送る書簡の書止は、おおむね「恐々謹言」であつて、実際には「弘安書札礼」に照らすと地下五位諸大夫に充てる礼を示している。これは、本願寺が門末坊主分をおしなべて凡僧身分（＝地下五位諸大夫相当）としてあつかう姿勢にたっていることを示すのではなからうか。だとすれば、このような象徴的身分関係および書札礼の具体的考察を欠いたまま、宗主と門徒坊主の身分関係をたんに両極的なものと規定することが、全く不十分である事はいうまでもない。この点、後考にゆだねたい。

〈付記〉 本稿は、大谷大学大学院における北西弘教授指導の文献研究「本願寺家臣史料の研究」に学んで作成されたものであり、北西教授はもとより、同研究に参加された同学の方々より幾多の御指導、御教示をいただいた。記して謝意を表したい。